



だい 第20集 しゅう

すてきなまちに

～^こ子どもの^{じんけん けん り}人権(権利)^しを知ろう～



ねん ど じん けん さく ひん
2023年度人権作品

きた の しょう ねん まき の みやび さく ひん
北野小1年 牧野 雅さんの作品

やす し や す し きょうい く い いん かい や す し じん けん けい はつ すい しん きょう ぎ かい
野洲市・野洲市教育委員会・野洲市人権啓発推進協議会

ねん れい わ ねん がつ はつ こう
2024年(令和6年)3月発行

野洲市「人権尊重のまち」宣言

人権とは、人間が幸せに生きていく権利で、すべての人が生まれながらにして持っている基本的な権利です。

わたしたちは、「人権の共存」を基本にかかげ、人権を侵さず、侵されず、たがいに助け合い、明るく住みよい地域社会を築きます。

そのために、わたしたち一人ひとりが人権の尊重と擁護について正しい理解と認識を深め、誰もが大切にされ安心して暮らせるまちづくりへの実践を誓い、ここに野洲市を「人権尊重のまち」とすることを宣言します。

平成18年2月25日

野洲市

もくじ

子どもの人権・権利を知ろう 1～6

2023年度(令和5年度)人権尊重をめざす人権作品紹介 7～10

はじめに

子どもの人権といえば、虐待やいじめがクローズアップされます。

このような虐待やいじめは子どもの人権を侵害した重大な社会問題であり、法務省をはじめとして、多くの啓発パンフレットやホームページにとり上げています。

しかしながら、子どもの人権は、このような子どもへの危害が加わる人権侵害だけではなく、



世界経済フォーラム2023年のジェンダー・ギャップ(男女格差)報告で、日本は146か国中125位という順位で、ジェンダー平等の観点で世界から遅れが際立っています。

日本の子どもの人権についても同様のことが言えます。

今回は、「子どもの人権(権利)」について考えていきます。

2024年(令和6年)3月

子どもの人権(権利)を知ろう

1. 子どもの人権(権利)と言えば



虐待で幼い命が奪われるという痛ましいニュースが報道されています。

また、いじめが原因で自殺するなどの報道も絶えることはありません。

これらは重大な社会問題であり、子どもの命を奪うという最大の人権侵害です。

そのため、子どもの人権と言えば虐待やいじめなどがクローズアップされています。

しかしながら、子どもの人権は子どもを守る権利だけではありません。

(1) 2つの側面

子どもの人権には2つの側面があります。

子どもは守られる権利という保護される側面と子どもが権利を行使するという側面を持っています。特に子どもが権利を行使する側面では、子どもが生まれながらにして持っている「権利の主体」である基本的人権としての権利です。

しかしながら、日本の大人のなかには「子どもに人権や権利を与えると、わがままになったり、ルールを守れない子どもになる。」という意見や考えがあります。

このような意見や考えは憲法の生まれながらにして持っている基本的人権が保障されていないということになります。



(2) 子どもが幸せになるために

すべての子どもが自分らしく幸せになることを実現するため、「こども基本法」が2022年(令和4年)6月に制定され、2023年(令和5年)4月1日に施行されました。子どもがまんなかになる政策をつくるよう定めています。

2. 「こども基本法」とは

(1) なぜ、「こども基本法」ができたのでしょうか

この基本法は「憲法」と国連の「子どもの権利条約」の精神がもとになっています。

日本は30年前に条約を受け入れ、虐待防止法など個別での取り組みが行われましたが、「子どもの権利」という考え方は広がりませんでした。

その理由として、私たちは子どもの存在のとりえ方が不十分であったことがあげられます。子どもの存在のとりえ方には3つあります。

①子どもは「人」という存在のとりえ方です。

②子どもは「子ども」という存在のとりえ方です。

③子どもは「やがて大人になる」という存在のとりえ方です。



日本の私たちは、①は憲法のだれもが持っている基本的人権というとりえ方です。

②については子どもは未熟で弱い存在だから守られるべきというとりえ方です。多くの人は、①と②については理解していましたが、ようやく③の子どもの時期に大人と共に活動するなどの権利が必要であるととらえられるようになってきました。

そこで、子どもが子どもの権利を使うことができる社会を実現するために「こども基本法」を定めました。

(2) 4つの子どもの権利

「こども基本法」のもとの「子ども権利条約」には、大別した4つの子どもの権利があります。

①生きる権利

住む場所や食べ物があり、医療を受けられるなど、命が守られる

②育つ権利

もって生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できる

③守られる権利

暴力や搾取、有害な労働などから守られる

④参加する権利

自由に意見を表したり、団体を作ったりできる



(3)「こども基本法」はどんな法律でしょうか



「子ども権利条約」の主な4つの権利を基本として、自分らしく幸せに成長でき、暮らせるように社会全体で子どもを支えていくことのできる社会を目指して取り組みを進めるために「こども基本法」を定めました。

その基本法制定と同時に、子どもの最善の利益に立って、すべての子どもが差別されず、人権を守られることや、子どもが意見を表明する機会をつくることなども、こども家庭庁を設置して子ども施策に取り組み始めました。

このように「こども基本法」は子どもにとって最もよいことをする、子ども施策の実行をする法律です。



子ども施策は6つの基本理念を基にしています。

《6つの基本理念》（「こども基本法」パンフレットを要約しています。詳細はパンフレット参照）

1. すべての子どもは、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
2. すべての子どもは、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
3. 自分に関係することに意見が言え、社会の様々な活動に参加できること。
4. 意見が尊重され、子どもにとって最もよいことが優先して考えられること。
5. 家庭で育つことが難しい子どもに、家庭と同様の環境が確保されること。
6. 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに喜びを感じられる社会をつくること。

このことから、子どもは差別されない存在であり、子どもにとって最もよいことを考え、子どもが将来に夢を持てる社会をつくるのが子ども施策に反映されます。

(4)どんなことが「こども基本法」によってできるようになるのでしょうか



「6つの基本理念」を受けて、「権利の主体」である子どもの声に耳を傾けるということを具体的に進めることができるようになります。つまり、「子どもの意見表明の確保」と「子どもの参加の確保」ということになります。

そうした考え方は、日々の生活とどのようにかかわってくるのでしょうか。

3. 子どもがつくり参加する権利

社会参加した子どもたちは、夢と希望を持てるようになり、主体的に物事を考えたり行動でき、自己肯定感が高い子どもが育っていくといわれています。

子どもの参加する権利を保障している例をみましょう。

(1) 子どもがつくる校則

2019年(令和元年)ごろから学校では、生徒の人権を侵害する恐れのある校則の問題が注目され、文部科学省は、2021年(令和3年)6月に全国の教育委員会へ校則を見直すよう通達しました。

それを受けて、生徒の意見を聞いて校則を見直すなどの「ルールメイキング」※1を実施した調査で、9割以上の学校の先生が「学校がよくなった」という回答をしています。今後、学校行事等へも子どもたちの意見を反映する機会が重要視されることでしょう。



※1「ルールメイキング」は、学校の校則を変えることが目的ではなく、生徒が中心となり、先生や関係者と対話を重ね、みんなが納得する営みを大切にすることが目的です。

学校や自治体が子どもの参加する権利や意見表明権を保障する取り組みが徐々に



増えてきています。

また子ども記者としてまちの広報紙をつくる自治

体もあります。

ドイツでは、1979年から子どもがつくる、もう一つの都市「ミニ・ミュンヘン」を開催しています。「ミニ・ミュンヘン」をモデルとして、「子どもがつくるまち」が日本においても200か所ほど広がっています。

(詳細は「ミニ・ミュンヘン」を紹介するWEBサイトを参照)

(2) 子ども県議会

滋賀県は、子どもが「議員」になって県政に意見表明や提言をする「子ども県議会」を開催しています。議員は県内在住・在学の小学校4年生から中学校3年生までの40人です。子ども県議会は2000年度(平成12年度)に始まりました。子どもの権利条約が保障する「子どもの意見表明権」を踏まえ、自分の考えや提言を表明する機会を体験します。

4. 子どもの代弁者「子どもアドボカシー」

本来、自分のことは自分で選んだり決めたりします。

しかし、「子どもは未熟な存在であり、大人が正しく導くべきだ」と考える人もいます。大人が保護することは必要ですが、一方的に指示されるなどの指導を受けると、自己肯定感が低くなり、自分に自信が持てなくなります。とりわけ日本は海外と比べ、そうした傾向が強いと言われます。

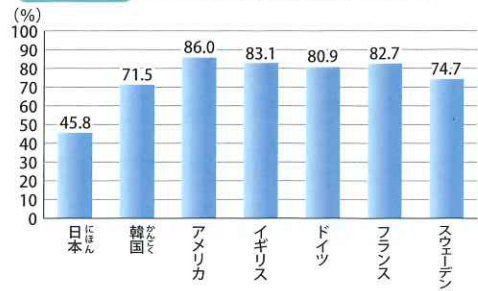
助けを求めていたにもかかわらず、重大な人権侵害が見過ごされてしまうなど、子どもの小さな声が大人に届かないこともあります。家庭での虐待、学校でのいじめや体罰で、尊い命が失われる痛ましい事件も起きています。

そうした中で、子どもの代弁者としての「子どもアドボカシー」※2という取り組みが生まれました。

「子どもアドボカシー」は、100%子どもの立場に立つことが求められています。子どもの意見に耳を傾け、思いや不満を受け止めます。子どもがその状況を変えたい、自分の意見を周囲の大人や社会に伝えたいと思う場合、どうすればいいかを一緒に考え、子どもが選択できるようにします。

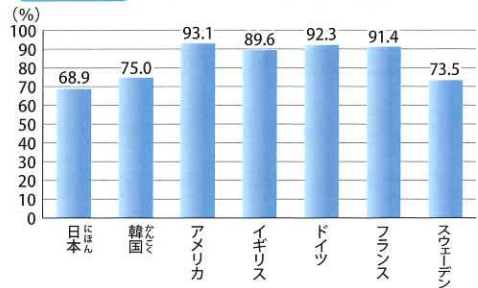
※2「子どもアドボカシー」とは、子どもの声を聴き、子どもが意見を表明する支援を行う活動です。その支援をする人を子どもアドボケートと呼んでいます。

図表1 自分自身に満足している



(注)「次のことがらがあなた自身にどのくらいあてはまりますか。」との問いに対し、「私は、自分自身に満足している」「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した者の合計。

図表2 自分には長所がある



(注)「次のことがらがあなた自身にどのくらいあてはまりますか。」との問いに対し、「自分には長所があると感じている」「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した者の合計。

(平成25年度内閣府委託調査)

5. わたしたちにできること

子どもが意見や主張できる機会をつくることです。

(1)地域の行事等に子どもが参加し、いっしょに活動する。

- 家庭や地域で子どもと話し合い、できることをいっしょに実現する。
- 大人だけでなく子どもも参加する地区別懇談会を開催する。

(2)子どもの意見を表明する機会をつくる。

- 子どもに寄り添い子どもの声を聴き、時には言いたいことを代弁する。



★みなさんはどう思われますか？(地区別懇談会用)

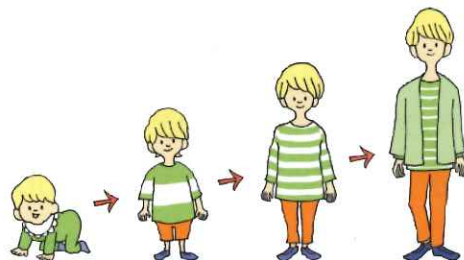
Q 子どもはあなたにとってどのような存在でしょうか？
それを選んだ理由は何でしょうか。話し合しましょう。

- (ア) 子どもは判断ができないので、常に指示をしなければならない存在です。
(イ) 子どもは時と場合において、考えさせる時や指示をする時もある存在です。
(ウ) 子どもに判断させて、自分で考えて答えを導くことができるよう見守る存在です。
(エ) その他(具体的に)

【考えるヒント】

「子どもらしさ」とはどういう時に使い、どのように理解していますか。

「子どもは同じ存在である」とひとくくりで思っている人は、女性に「女らしさ」、男性に「男らしさ」と同じように「子どもらしさ」という言葉をよく使います。子どもは一人ひとり違う存在であると思っている人は、すべての人に「自分らしさ」という言葉をよく使います。子どもは大人になるまで守られるべき存在ではありますが、顔や体格が違いうように、思っていることや考えていることは、一人ひとり違うのです。



～おわりに～ 子どもはよきパートナー

日本の子どもたちは、内閣府のグラフが示しているように他の国の子どもたちよりも自己肯定感が低いのです。その要因は地域の行事に参加して自分の意見を表明する機会が少ないことなどがあげられ、子どもが社会の一員として見られていないことに繋がっています。

そのような子どもたちが、やがて大人に、成長した時に次世代の子どもたちをよきパートナーとして見ることはできるでしょうか。



社会や地域の活動に参加したことや、意見を表明したことがある子どもたちが、やがて大人になったときにすべての人の権利を保障できる人へと成長することができ、人権が確立する社会がしてくれるでしょう。

イラスト(「こども基本法」パンフレット)

2023年度(令和5年度)

人権尊重をめざす人権作品紹介

人権作品

詩部門

《入選者》

きたのしょう ねん 北野小3年
ぎ おうしょう ねん 祇王小5年
しのはらしょう ねん 篠原小6年
きたのしょう ねん 北野小6年

かわぐち ひより 川口 陽葵
にしむら ひより 西村 陽依梨
てらだ ゆうき 寺田 悠希
きたのりょうじ 北野 凌司

や すしょう ねん 野洲小4年
ぎ おうしょう ねん 祇王小5年
み かみしょう ねん 三上小6年

ごろうまる あかり 五郎丸 あかり
つつみ かりん 堤 果凛
ふくい はづき 福井 葉月

ちゅうずしょう ねん 中主小5年
きたのしょう ねん 北野小5年
み かみしょう ねん 三上小6年

たなか ゆえ 田中 結恵
のむら しゅんすけ 野村 俊介
もりもと だい ち 森本 大智

いろえんぴつ

きたのしょう ねん 北野小3年 かわぐち ひより 川口 陽葵

いろえんぴつの白って、
つかわれない。
だって、
がようしの色って、
だいたい白
だから、
めだてない。
でもだれかに、
白は、
つかってほしい。
人だって
かつやくしたい。
ゆきの日、
つかってくれるかな。
まってるよー。



おかしくないよ

や すしょう ねん 野洲小4年 ごろうまる あかり 五郎丸 あかり

男の子がハット形のぼうしをかぶっていた
それを見た人がクスッと笑った
全ぜんおかしくないのにな

女の子がキャップ形のぼうしをかぶっていた
それを見た人がクスッと笑った
全ぜんおかしくないのにな
女の子が男の子のようなことをしてたって
男の子が女の子のようなことをしてたって
なんにも全ぜんおかしくない
なんにも全ぜんおかしくない

ぼくの道

み かみしょう ねん 三上小6年 もりもと だい ち 森本 大智

ぼくは小学六年生
身長が百七十センチメートルある
しゅみはピアノをひくこと
大人の人からよく
「何かスポーツやってるの。」
ときかれる
ぼくが
「何もやっていない。」
と答えると
「ええ、もったいない、体が大きいのに。」
ぼくがやりたいことは音楽なのにー
ぼくはぼくの道を進む



ちゅう ず しょう ねん なか じま あ ずみ
中主小4年 中島 愛純
ぎ おう しょう ねん うめ だ あき な
祇王小6年 梅田 明奈
や す しょう ねん たか だ こう た
野洲小6年 高田 鴻太
や す ちゅう ねん ふく しま ゆう
野洲中2年 福島 優

しの はら しょう ねん はやし ゆう な
篠原小4年 林 優菜
や す しょう ねん かい げ ゆい な
野洲小6年 海下 結菜
きた の しょう ねん いわ い み れい
北野小6年 岩井 美濤

み がみ しょう ねん よし やま こう た ろう
三上小5年 吉山 晃太郎
や す しょう ねん なか むら なつ め
野洲小6年 中村 夏芽
ちゅう ず ちゅう ねん つじ しょう り
中主中1年 辻 昇璃

差別のない世界を実現するために

や す しょう がっ こう ねん たか だ こう た
野洲小学校6年 高田 鴻太

私は、どのような理由があっても差別はい
けないことだと考えています。

最近、社会の歴史の授業で龍安寺について
学びました。龍安寺の石庭は、水や木を一切
使わず白砂の上に15の石を置いて作られた
石庭です。そんな石庭をつくったのは、その
ころ差別されていた人々たちでした。当時の日
本では「八百万の神」といってこの世に存在
する全てのものや現象に神様が宿っていると
言われたので、自然のものを切ったり動か
したりするのは罰当たりなことだと考えら
れていたらしいのです。しかし、その人々
は差別されつつも優れた技能を持っており、
芸能で活躍したり農民や商工業者となつた
りする人もいました。また、龍安寺の石庭は
今や世界的に有名で、たくさんの観光客が訪
れる観光地となっています。

このことを学んで、私は差別の理不尽さに
気付かされました。そして、昔も今と同じよ
うに差別があったことを知りました。いや昔
に差別があったからこそ、今もあるのかもしれ
ません。差別というものは、生まれるのは
簡単でなくするのは困難だと聞いたことがあ
ります。今ある差別も、昔からずっと続いて
つながっているにちがひありません。

授業をきっかけに差別とは一体何なのだ
ろう、どうして生まれるのだろうと考えてみ
ました。差別が存在するには、差別する人
と差別される人がいなければ始まりません。

しかし、差別する人も自分が差別されるのは
いやだと思っているに決まっています。つま
り、自分さえよければいいという気持ちが差
別を生むことにつながるのではないかと思
います。また、差別される人々たちは立場が弱
く、差別する人々たちはとても強いことが多い
気がします。逆はありえません。差別がな
ければ同じように生きていたかもしれない
人々の間に、差別によって人間としての上下
がつくられてしまうことがあるのだとす
ると、それはとてもこわいことだと思います。
他人は自分とはちがう人間だという思いが
強く、その他人よりも自分の方が優れた所
にいたいという気持ち、それこそが差別なの
だと思います。

世の中には様々な人がいます。ちがいはた
くさんあるけれど、人間としての尊さはみん
な同じはずです。人権のない人はいません。
住んでいる地域や性別、職業などに関係なく
誰もが生まれながらに人権を持っています。
差別をするということは人権を無視するとい
うことです。そんな行為を許すわけにはい
きません。差別のない世界を実現するため
には、見た目や考え方、好き嫌いなど、それ
ぞれのちがいを認め合うことが大切だと強
く思います。今、身近にいる家族や学校の友
だち、将来出会う人々たちとのちがいに直面し
たとき、相手を否定せず歩み寄れる人になり
たいです。

ちょうどいいって難しい

中主中学校1年 辻 昇璃

「昇璃、今日は学校に行ける？」

僕は「行くよ」と答えます。これが朝起きた時の会話です。どうしようかなあとは思いますが行く気でいっぱいです。「具合が悪くなったらすぐ連絡しておいで」と言われるとちょっとホッとします。

幼稚園のころ、僕は鬼ごっこが大好きでよく友だちに「鬼ごっこしよ」とさそっていました。そのころから僕は走るのがみんなよりおそくてすぐに鬼につかまってしまうし、鬼になるとみんなをつかまえることができませんでした。「おそいねん」や「あいつおそいからあいつねえ」とか言われてることが僕に聞こえてきました。ただみんなと楽しく鬼ごっこをしたかっただけなのにくやしくて、よく泣いていました。

小学生になって車椅子に乗るようになってから「なんでコレ、乗ってんの」と言われるようになりました。「足が悪いから」と答えます。聞かれるのはいいんですが、これ以上のことを聞かれたら、どう答えればいいのか少しなやんでしまい、聞かれるのが怖いです。

僕がお願いしなくても周りのみんなが助けてくれるようになりました。校外学習や修学旅行では、車椅子を押してくれたり、荷物を持ってくれたりしました。また、話をするときには僕の目線に合わせてくれたりしました。みんなの優しさがうれしいです。

その反面、気をつかわれすぎること多いです。たとえば、みんなと立って野球をするときに打ちやすいようにゆっくりな球を投げてくれました。でも僕はみんなと同じ速い球を思いきり打ちたかったです。それに僕が車椅子から立ち上がるたびに「大丈夫？」と声をかけてくれるので人前で立つのが、少しいやになってしまいました。他にも鬼ごっこのときに鬼が追いかけてくれません。悲しいです。鬼になったら、かわいそうだと思ってくれていると思いますが、僕は鬼になったら全力で追いかけてようと思っているのに。障がいを持っている人に対して、気をつかってくれるのはいいけど、そんなに気をつかいすぎなくても僕はいいと思う。僕自身はあまり体のことを気にしていない。

ちょうどいいって難しいな。

人権作品 標語部門

《入選者》

だいじょうぶ きみは大切な 友だちだ
それいいの そのわるぐちを なくそうよ
かんしゃの木 育てばニコニコ えがおの実
ありがとう 言った人も うれしいな
なにもかも 人にまかせず ちょうせんだ
自由に 選べることに 「感謝」しよう
ありがとう 相手の心に 花が咲く
助け合い 待つより先に 自分から
考えよう 送信ボタン おす前に
一言で 助けられるか 失うか

中主小2年
北野小2年
祇王小3年
野洲小3年
三上小4年
篠原小5年
中主小6年
野洲中1年
野洲北中1年
野洲北中1年

河村 悠生
岩井 健斗
山本 絢菜
阿部 翔駿
西村 太志
井狩 真子
山崎 星奈
中西 ゆず
平川 郁磨
東郷 ひなの

じん けん さく びん
人権作品 ポスター部門

にゅうせん しゃ
《入選者》



しの はらしょう ねん よしむら は る と
篠原小1年 吉村 羽瑠斗



ちゅうず しょう ねん の じり か お
中主小2年 野尻 夏央



や すしょう ねん やまぎき はじめ
野洲小2年 山崎 初芽



み かみしょう ねん こじま な な
三上小3年 小島 菜々



ぎ おうしょう ねん いちだ かりん
祇王小4年 市田 花鈴



や すしょう ねん よねだ ほのり
野洲小5年 米田 帆織



ちゅうず しょう ねん みとま ゆい と
中主小6年 三苫 結翔



や すきたちゅう ねん とみはら たまり
野洲北中2年 富原 玉莉



や すちゅう ねん なかやま れい あ
野洲中3年 中山 怜亜